

食安発0409第1号
21消安第11363号
21水漁第2441号
平成22年4月9日

最終改正：生食発0317第11号
28消安第5602号
28水漁第1692号
平成29年3月17日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕
殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農林水産省消費・安全局長

水産庁長官

ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱いについて

「ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱要領」を別紙のとおり定めることとしましたので、下記の事項に留意の上、取扱い願います。

記

1. 平成23年2月1日以降、ニュージーランドに輸入される二枚貝には、本要領に基づく衛生証明書の添付が必要となりますので、その旨を関係事業者等へ事前に周知していただきますようお願いいたします。
2. 生鮮及び殻付きの二枚貝は、ニュージーランドに輸入が認められておりません。